

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前																												
消費税法等の施行に伴う法定調書の記載方法について（法令解釈通達） 記 税法で規定する支払調書等の法定調書（以下「法定調書」という。）に記載すべき取引の対価又は利益（以下「取引の対価等」という。）の額が消費税法第 28 条に規定する消費税の課税標準たる課税資産等の譲渡等の対価の額にも該当するときの法定調書に記載すべき支払金額等及び提出範囲の金額基準の判定は、原則として、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を含めた金額とする。ただし、支払を受ける者からの請求書等において取引の対価等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、消費税等の額を含めな い で記載及び判定して差し支えない。 (注) 法定調書に消費税等の額を含めないで記載する場合、当該消費税等の額をそれぞれの法定調書の「摘要」欄に記載することに留意する。 (削除)	消費税法等の施行に伴う法定調書の記載方法について（法令解釈通達） 記 所得税法第 225 条第 1 項第 3 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号及び同法第 227 条の適用を受ける報酬、料金、契約金、賞金、手数料、人的役務の対価、貸付けの対価、使用料、譲渡の対価又は信託の利益（以下、「報酬等」という。）が支払われる場合において、当該報酬等が消費税法第 28 条に規定する消費税の課税標準たる課税資産等の譲渡等の対価にも該当するとき、別紙に掲げる法定調書に記載すべき支払金額等は、原則として、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の額を含めた金額とする。ただし、支払を受ける者からの請求書等において報酬等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合などには、消費税等の額を含めないで記載して差し支えないが、この場合には、当該消費税等の額をそれぞれの法定調書の「摘要」欄に記載することとする。 別紙 <table><tr><th colspan="3">法定調書の記載金額</th></tr><tr><th>法定調書の種類</th><th>支 払 金 額</th><th>項 目</th></tr><tr><td>報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書</td><td>所得税法第 204 条第 1 項各号に掲げる報酬・料金等</td><td>支払金額</td></tr><tr><td>損害保険代理報酬の支払調書</td><td>所得税法第 225 条第 1 項第 6 号に規定する損害保険会社の委託による損害保険契約の締結の代理報酬</td><td>支払金額</td></tr><tr><td rowspan="2">不動産の使用料等の支払調書</td><td>所得税法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の貸付けに係る対価</td><td>支払金額</td></tr><tr><td>上記の貸付けの単位当たりの賃借料</td><td>計算の基礎</td></tr><tr><td>不動産等の譲受けの対価の支払調書</td><td>所得税法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の譲渡（租税特別措置法第 33 条第 3 項第 2 号又は同法第 64 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受けるものを含む。）に係る対価</td><td>支払金額</td></tr><tr><td rowspan="2">不動産等の売買又はあっせん手数料の支払調書</td><td>所得税法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の売買若しくは貸付けのあっせんに係る手数料</td><td>支払金額</td></tr><tr><td>上記の不動産等の売買若しくは貸付けの対価</td><td>取引金額</td></tr><tr><td>株式等の譲渡の対価の支払調書</td><td>所得税法第 224 条の 3 第 2</td><td>支払金額</td></tr></table>	法定調書の記載金額			法定調書の種類	支 払 金 額	項 目	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第 204 条第 1 項各号に掲げる報酬・料金等	支払金額	損害保険代理報酬の支払調書	所得税法第 225 条第 1 項第 6 号に規定する損害保険会社の委託による損害保険契約の締結の代理報酬	支払金額	不動産の使用料等の支払調書	所得税法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の貸付けに係る対価	支払金額	上記の貸付けの単位当たりの賃借料	計算の基礎	不動産等の譲受けの対価の支払調書	所得税法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の譲渡（租税特別措置法第 33 条第 3 項第 2 号又は同法第 64 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受けるものを含む。）に係る対価	支払金額	不動産等の売買又はあっせん手数料の支払調書	所得税法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の売買若しくは貸付けのあっせんに係る手数料	支払金額	上記の不動産等の売買若しくは貸付けの対価	取引金額	株式等の譲渡の対価の支払調書	所得税法第 224 条の 3 第 2	支払金額
法定調書の記載金額																													
法定調書の種類	支 払 金 額	項 目																											
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第 204 条第 1 項各号に掲げる報酬・料金等	支払金額																											
損害保険代理報酬の支払調書	所得税法第 225 条第 1 項第 6 号に規定する損害保険会社の委託による損害保険契約の締結の代理報酬	支払金額																											
不動産の使用料等の支払調書	所得税法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の貸付けに係る対価	支払金額																											
	上記の貸付けの単位当たりの賃借料	計算の基礎																											
不動産等の譲受けの対価の支払調書	所得税法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の譲渡（租税特別措置法第 33 条第 3 項第 2 号又は同法第 64 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受けるものを含む。）に係る対価	支払金額																											
不動産等の売買又はあっせん手数料の支払調書	所得税法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の売買若しくは貸付けのあっせんに係る手数料	支払金額																											
	上記の不動産等の売買若しくは貸付けの対価	取引金額																											
株式等の譲渡の対価の支払調書	所得税法第 224 条の 3 第 2	支払金額																											

新 旧 対 照 表		(様式中アンダーライン省略)		
改 正 後		改 正 前		
			項に規定する株式等の譲渡 の対価	
		<u>信託の計算書</u>	<u>所得税法第 227 条に規定す る信託に係る収入</u>	<u>収入金額</u>
			<u>上記の信託に係る支出</u>	<u>支出金額</u>
			<u>上記の信託に係る受託者の 受けるべき報酬</u>	<u>報酬の額</u>
		<u>非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価 の支払調書</u>	<u>所得税法第 161 条第 2 号に 規定する人的役務の対価</u>	<u>金額</u>
		<u>非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払 調書</u>	<u>所得税法第 161 条第 3 号に 規定する貸付けの対価</u>	<u>支払金額</u>
			<u>単位当たりの貸借料</u>	<u>計算の基礎</u>
		<u>非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の 支払調書</u>	<u>所得税法第 161 条第 7 号イ 及びロに規定する工業所有 権等の使用料又はこれらの 譲渡による対価</u>	<u>支払金額</u>
		<u>非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調 書</u>	<u>所得税法第 161 条第 7 号ハ に規定する機械等の使用料</u>	<u>支払金額</u>
		<u>非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞 金の支払調書</u>	<u>所得税法第 161 条第 8 号に 掲げる給与、報酬又は年金 及び同条第 9 号に掲げる賞 金</u>	<u>支払金額</u>
		<u>非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の 支払調書</u>	<u>所得税法第 161 条 1 号の 2 に規定する不動産等の譲渡 による対価</u>	<u>支払金額</u>